

令和2年7月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度7月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第23号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第24号 農地法第3条許可申請書審議について	(4件)
議案第25号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第26号 農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第27号 農用地利用集積計画審議について	(29件)
議案第28号 非農地証明願出書審議について	(5件)
議案第29号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

22番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和2年度7月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「日高 格一」委員と、5番「迫 千穂子」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第23号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は用途区分変更です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第23号の番号1について報告いたします。
令和2年7月20日、私と副の馬場（恵）委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第23号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第3、議案第24号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

東 芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。1件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は137,848㎡、作物は甘藷です。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

10番 議案第24号の番号1について報告いたします。

令和2年7月22日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。東委員が関係する番号1の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第24号の東委員が関係する番号1の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長 賛成多数です。議案第24号の東委員が関係する番号1の案件について、許可することに決定しました。

東委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着席]

会長 議案第24号の議事参与制限以外の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。3件です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は193㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,404㎡、作物は飼料です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,548㎡、作物は水稻及び甘藷です。

以上、計3件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

5番 議案第24号の番号2について報告いたします。

令和2年7月19日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第24号の番号3について報告いたします。

令和2年7月18日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第24号の番号4について報告いたします。

令和2年7月21日、私と副の今屋委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議事参与制限以外の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第24号の議事参与制限以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第24号の議事参与制限以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第25号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

9番 議案第25号の番号1について報告いたします。

令和2年7月21日、私と副の馬場（五）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第25号の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第25号のすべての案件について許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第26号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の12頁をご覧ください。6件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号2及び番号3の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、車両置場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号5は農地以外の隣接地と一体利用し、その事業計画全体面積は561.38㎡で、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えており、その理由については、カーポートや庭園等を確保する必要があるためです。

また、番号6は農地以外の隣接地と一体利用し、その事業計画全体面積は1,673㎡です。

以上、計6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

6番

議案第26号の番号1について報告いたします。

令和2年7月18日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第26号の番号2について報告いたします。

令和2年7月18日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第26号の番号3について報告いたします。

令和2年7月18日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第26号の番号4について報告いたします。

令和2年7月20日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第26号の番号5について報告いたします。

令和2年7月22日、私と副の西園委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第26号の番号6について報告いたします。

令和2年7月24日、私と副の西園委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第26号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第26号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第26号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第27号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

山口 義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 20頁の番号4です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は789㎡、計789㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第27号の山口委員が関係する番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第27号の山口委員が関係する番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 20頁の番号5、番号6、番号8です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は796㎡、畑は1,244㎡、計2,040㎡、うち再設定面積は386㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第27号の横山委員が関係する番号5、番号6及び番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第27号の横山委員が関係する番号5、番号6及び番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、池畑 正治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 23頁の番号14です。貸借です。

面積について、田は1,802㎡、畑はなし、計1,802㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致して

いると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第27号の池畑委員が関係する番号14の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号の池畑委員が関係する番号14の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池畑委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]

会長 議案第27号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議事参与制限以外の説明に入る前に資料の訂正をお願いいたします。まず、25頁の番号23についてです。契約内容が賃借権31,250円となっておりますが、賃借権9,871円に訂正をお願いいたします。続きまして26頁の番号3についてです。同じく契約内容ですが、その他6,000円となっているところを賃借権6,000円に修正をお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

資料の19頁から27頁です。賃借です。

面積について、田は15,345㎡、畑は24,038㎡、計39,383㎡、うち再設定面積は941㎡、利用権設定件数は18件、うち再設定件数は1件です。

続いて、農地中間管理機構分です。

面積について、田は836㎡、畑は7,791㎡、計8,627㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は6件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんかので、議案第27号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第28号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁をご覧ください。5件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、雑種地（法面及び駐車場の一部）となっております。

番号2から番号5は、20年以上経過した宅地です。

以上、計5件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第28号の番号1について報告いたします。

令和2年7月20日、私と副の松崎(弘)委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第28号の番号2について報告いたします。

令和2年7月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第28号の番号3について報告いたします。

令和2年7月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第28号の番号4について報告いたします。

令和2年7月21日、私と副の池畑委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第28号の番号5について報告いたします。

令和2年7月22日、私と副の永野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第28号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第28号の案件について、非農地として証明することに決定しました。残りの議題が少ないですので、休憩なしで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

議場 はい。

会長 では、次に、日程第8、議案第29号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 34頁をご覧ください。議案第29号荒廃農地に係る非農地判断についてであります。
申請分となります。

番号1は、東市来町養母5、299番地1、登記地目は畑、登記面積は1,782㎡、現地について
は事務局で調査し、現況地目は原野と判断しました。

番号2は、東市来町養母5、299番地2、登記地目は畑、登記面積は949㎡、現況地目は原野
と判断しました。

番号3は、東市来町養母5、314番地1、登記地目は畑、登記面積は457㎡、現況地目は原野
と判断しました。

3筆とも隣接地となっております。

以上、畑3筆 合計3,188㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと、判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号のすべての案件については、非農地として判断することに
賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第29号のすべての案件については、非農地として判断することに決定し
ました。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理申し上げます。

2番 令和2年度7月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

4 番 (印)

5 番 (印)